

第165回

熊本県都市計画審議会議事録

令和7年（2025年）2月27日

第165回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1349号 《公開》

熊本都市計画下水道の変更の件（熊本セミコン特定公共下水道：熊本市、合志市、菊陽町）

議題1350号 《公開》

熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更の件（富合公共下水道：熊本市、宇土公共下水道：宇土市）

2 審議会の日時及び場所

日時 令和7年（2025年）2月27日（木曜日） 午前10時開会

場所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授	柿本 竜治
熊本大学教授	本間 里見
熊本商工会議所女性会	古崎 喜代子
熊本経済同友会	野々口 弘基
熊本大学教授	副島 顕子
熊本県議会議員	藤川 隆夫
熊本県議会議員	鎌田 聡
熊本県議会議員	前田 憲秀
熊本県議会議員	橋口 海平
熊本県議会議員	松村 秀逸
熊本県議会議員	中村 亮彦
九州地方整備局長（代理 熊本河川国道事務所技術副所長	後田 浩二）
九州農政局長（代理 農村振興部農村計画課長	渡邊 大伸）
熊本県警察本部長（代理 交通規制課長	井上 賢二）

（出席幹事）

土木部道路都市局長	菰田 武志
土木部道路都市局都市計画課長	松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課審議員	緒方 民夫
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	渡邊 真也

4 一般の傍聴者 2名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 審議会の公開・非公開について
- (6) 議案
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

渡邊課長補佐

ただいまより、第165回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の司会をいたします、県都市計画課の渡邊といたします。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の菰田からご挨拶をいたします。

(2) 主催者あいさつ

菰田道路都市局長

皆様、おはようございます。熊本県土木部で道路都市局長をしております菰田と申します。

本日は、年度末の大変お忙しい中にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を代表いたしまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

前回、昨年3月の都市計画審議会では、中九州横断道路の大津熊本線と熊本景観計画の変更に関するご審議をいただきました。

中九州横断道路大津熊本線につきましては、昨年3月に都市計画決定を行い、12月に事業承認が行われたところでございます。現在、調査設計が進められるとともに、今年度から用地買収も進めているところでございます。

熊本県景観計画の変更につきましては、セミコンテクノパーク周辺の2つの

県道におきまして、良好な景観形成の誘導を図るために特定施設届出地区の指定を昨年3月に行っております。今後も、豊かな自然との調和を図りながら、質の高い景観の形成を目指して参りたいと思っております。

さて、本日の付議事項でございます。熊本セミコン特定公共下水道につきまして、新たな都市施設として熊本都市計画下水道へ位置づけること。また、富合公共下水道及び宇土公共下水道につきまして、都市計画に定めた内容を変更することの2件でございます。

これらの施設はそれぞれ2つ以上の市、町にまたがるものでありますことから、都市計画法において、広域の見地から調整を図る必要があるとして、県の都市計画審議会にてご審議いただくこととなっております。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、ご審議よろしく願いたします。

渡邊課長補佐

続きまして、定数の確認をいたします。

本日は委員18名のうち、14名の出席をいただいております。

熊本県都市計画審議会条例の規定により、審議会を開催できる定員の過半数に達しておりますことを報告いたします。

(3) 委員紹介

渡邊課長補佐

審議に入ります前に、本審議会委員に新たに就任いただきました方のご紹介をさせていただきます。タブレットに表示しております出席者名簿の順にご紹介いたします。着座のままお願いいたします。

県議会から、中村委員でございます。

市町村の議会の議長を代表する者として、熊本市議会議長に就任されました寺本委員につきましては、ご都合により欠席でございます。

また、本日代理で出席いただいている委員をご紹介します。

国土交通省九州地方整備局長に就任された森田様の代理といたしまして、熊本河川国道事務所技術副所長の後田様でございます。

農林水産省九州農政局長に就任された緒方様の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長の渡邊様でございます。

熊本県警察本部長宮内様の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長の井上様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、出席者名簿により代えさせて

いただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、柿本会長に議長をお願いいたします。

柿本会長、よろしくお願いいたします。

(4) 議事録署名者の指名

柿本会長

おはようございます。

それでは、しばらくの間、私の方で進行役を務めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきたいと思います。規定により会長が指名することとなっておりますので、本日は古崎委員、中村委員をお願いしたいと思います。

古崎委員、中村委員よろしいでしょうか。

古崎委員・中村委員

はい。

柿本会長

それでは、よろしくお願いいたします。

(5) 審議会の公開・非公開について

柿本会長

続きまして、審議会の公開に関して、今回、要領を一部見直したいと思いますので、これにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

緒方審議員

都市計画課の緒方と申します。よろしくお願いいたします。

それではまず、熊本県都市計画審議会における審議の公開・非公開の考え方について、ご説明いたします。タブレットに表示しております、「熊本県都市計画審議会の情報公開について」をご覧ください。

県で所管します審議会等の会議につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開となっておりますが、当該指針の中で非公開とする基準として、ア・イの2つを示しております。アは個人情報等に該当する事項について、審議等を行う場合、イは会議を公開することにより、公正または円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合でございます。

これらの指針を踏まえて、都市計画審議会では、①土地区画整理法に係る意見

書を審議する際、口頭意見陳述を行う場合、②都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書が提出されている議案、③土地区画整理法第55条第2項に係る意見書を審議する議案、④建築基準法第51条ただし書きの規定に関する議案につきましては、非公開としてきたところでございます。

今回、この4つの議案のうち、②と③の意見書が提出された議案について、一律に非公開とするのではなく、個人情報情報を非公開とすることで、公開の基準に該当しないと判断できる場合は、公開とすることに変更したいと思います。

これまでの審議会では、意見書の提出があった議案については、議案説明の際に意見の要旨及びそれに対する回答をご紹介しており、併せて、意見者の氏名や連絡先を含めた意見書のコピーを委員の皆様様に配布をしておりました。今回の変更に伴うこれまでの対応には変更ございません。

なお、意見書の個人情報情報を非公開とすることで、意見の内容に齟齬が生じるなど、審議に影響があると思われるものにつきましては、これまで同様に個人情報情報を公開した上で審議を非公開としたいと思います。

柿本会長

ありがとうございました。

ただいま事務局よりご説明がございましたとおり、今回の審議会よりこの要領を用いて運営を行いたいと思いますが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

委員

はい。

柿本会長

それでは、ただいまご説明いただきました運営要領に従って進めていきたいと思っております。

それでは、本日予定しております議題1349号につきまして、都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書が提出されておりますが、公開といたします。また、2つ目に予定されている議題1350号につきましては、意見書の提出があつておりませんので、公開といたします。

本日、傍聴及び報道の方はいらっしゃいますか。

渡邊課長補佐

傍聴の方が2名、報道機関の方が5名いらっしゃっております。

柿本会長

それでは、傍聴される方をお願いいたします。この会議が公開されますのは、県民の皆様には県政に対する理解と信頼を深めていただくことから、公開するものであり皆様に発言や態度表明の場を提供するものではございません。

お手元にお持ちの熊本県都市計画審議会傍聴要領の中で記載していますように、会議中は静粛にさせていただき、拍手等により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

もし、お守りいただけない場合は、退場していただくこともあります。会議の円滑な進行についてご協力をお願いいたします。

(6) 議案

審議：議題 1 3 4 9 号熊本都市計画下水道の変更の件（熊本セミコン特定公共下水道：熊本市、合志市、菊陽町）

柿本会長

それでは、審議の方に入らせていただきます。

議題 1 3 4 9 号熊本都市計画下水道の変更の件について、ご審議いただきたいと思っております。

事務局より議案のご説明をお願いいたします。

緒方審議員

では、議題 1349 号熊本都市計画下水道の変更につきまして、ご説明いたします。本議案は、熊本セミコン特定公共下水道を新規に都市計画について追加するものです。

こちらが本日の説明内容となります。

まず、全体概要として、熊本都市計画下水道の概要、次に、都市計画上の位置付け及び都市計画変更案について説明します。最後に都市計画手続きについて説明し、ご審議いただきたいと思っております。

まず初めに、熊本都市計画下水道の概要について説明します。

熊本都市計画下水道は、熊本北部流域下水道、熊本市公共下水道、富合公共下水道、嘉島公共下水道、益城公共下水道から構成されています。今回の議案は、この熊本都市計画下水道に熊本セミコン特定公共下水道を追加して位置づけるものです。

次に、熊本都市計画下水道のうち、熊本都市圏北東部の下水道等の処理区域についてご説明します。

こちらの位置図は、熊本都市圏北東部の熊本市、合志市、菊陽町を示しており

ます。河川は、北から菊地川水系の合志川、日向川、坪井川水系の堀川、そして、白川になります。道路は、九州自動車道がこちらになりまして、国道3号がこちらになります。そして、国道57号がこちらになります。

熊本北部流域下水道の処理区域がピンク色で示しております。処理区域は主に熊本市の北区、合志市の南部、菊陽町全域となっております。

なお、本日ご説明するセミコンテックパークについても、大半がこの熊本北部流域下水道の処理区域となっております。この熊本北部流域下水道の処理区域の排水は、熊本市北区鶴羽田町にある県が管理する下水処理場、熊本北部浄化センターに集められて処理を行い、処理水は坪井川に放流しています。

次に、セミコンテックパーク周辺の処理区域について説明いたします。

セミコンテックパーク周辺には、東京エレクトロン、セミコンダクタ、JAS Mなど多くの企業が集積しています。ピンク色で囲んだ区域は、熊本北部流域下水道の処理区域であり、この範囲からの排水については、JAS M第1工場を含めて、熊本北部流域下水道で受け入れています。

また、赤色で囲んだ区域では、JAS M第2工場やソニー新工場の整備に向けた工事が現在進められておりまして、ピンク色の処理区域を持つ北部流域下水道はJAS M第1工場の排水は受け入れておりますけども、現在建設中のJAS Mの第2工場やソニーの新工場の受け入れについては、将来的に容量の不足が生じることになります。

そこで、新たな下水道を計画して、下水処理場及び下水道管路の整備を進めたいと考えています。

続きまして、都市計画上の位置付けについて説明いたします。

まず、県の都市計画審議会で審議する理由について説明します。

今回追加する公共下水道につきましては、通常市町村での都市計画決定が行われる施設であります。都市計画法第15条「1の市町村の区域を越える広域の見地から決定すべき都市施設」で、同法施行令第9条「公共下水道で排水区域が2以上の市町村にわたるもの」は県で都市計画決定を行うこととなっております。

今回の公共下水道につきましては、後ほど詳細に説明を行いますが、排水区域が合志市及び菊陽町にわたっておりますので、県の審議会で審議するものとなります。

次に、下水道の都市計画決定で定める内容についてご説明します。都市計画法に基づき、下水道の名称、排水区域、下水道管渠、その他施設を位置付けます。排水区域については、下水道で汚水を処理する区域及び面積。下水道管渠は、排水区域1,000ヘクタール以上を担う下水管の名称、位置、区域及び処理水を放流する主たる管渠を示します。その他施設としては、ポンプ場や終末処理場の

名称、位置、区域を決定するものとされております。

次に、排水区域の考え方です。都市計画運用指針では、「土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案し定める」「市街化区域や用途地域においては、少なくとも定める」「市街化調整区域や用途白地地域においては、現に集落がある場合は最小限の排水区域を定める」となっております。

次に、新たな下水道を整備するにあたり、上位計画での位置付けについてご説明いたします。

こちらは、熊本都市計画区域マスタープランの将来市街地像です。

セミコンテクノパーク地区は、熊本都市計画区域マスタープランにおいて、工業生産、流通業務を計画的に誘導する工業流通拠点に位置付けられております。

地域において、半導体関連産業の集積の動きが活発化しているため、当該地域において、新たな下水道を都市計画に位置付け、半導体産業の集積に伴って増加する工場排水を適切かつ確実に処理し、都市の健全な発展と水環境の保全を図りたいと考えております。

続きまして、都市計画変更案について説明いたします。

こちらが、今回の都市計画変更における素案となります。

下水道の名称は、熊本セミコン特定公共下水道。排水区域は、面積約68ヘクタールで、下水道管渠として、放流管渠の起点が熊本市北区弓削六丁目から終点合志市福原字上馬立となります。また、その他の施設として、熊本セミコン浄化センター、約11.5ヘクタールを位置付けます。

次に、今回都市計画に位置付ける熊本セミコン特定公共下水道の処理区域についてご説明いたします。

処理区域は、赤色で囲んだ画面左上の排水区域①ソニーの新工場と、画面右下の排水区域②のJASM第2工場の区域としたいと考えています。

現在完成しているJASM第1工場の排水は、熊本北部流域下水道ですでに受け入れており、こちらは引き続き、北部流域下水道で受け入れることとします。

なお、画面右側のオレンジ色で囲んでいる区域につきましては、JASM第1工場として整備した区域の一部が第2工場として使用されるため、重複している区域につきましては、熊本北部流域下水道の処理区域から特定公共下水道の処理区域の方に変更したいと考えております。

また、処理場完成までの期間における特定公共下水道の排水区域からの排水につきましては、熊本北部浄化センターにて受け入れたいと考えています。

次に、熊本セミコン特定公共下水道の下水処理場の位置についてご説明します。こちらは、セミコンテクノパークの約1キロ西側を中心とした地図になります。東西に県道大津西合志線及び大津植木線が走っており、スクリーン中央よりもやや右側にデイリーヤマザキ、その西側にセブンイレブンがあります。

下水処理場の位置は、処理区域よりも標高が低いこと、浸水想定区域に含まれないこと、家屋に近接しないことなどの条件を総合的に判断し、赤色で囲んだ範囲を下水処理場予定地としたいと考えています。

こちらが、選定した下水処理場予定地周辺の航空写真になります。赤枠で囲む範囲に下水処理場を建設したいと考えております。

当該地は、合志市と菊陽町にまたがっておりまして、敷地面積は約11.5ヘクタールです。このうち約半分が山地、残りが農地等になります。

なお、南側に隣接している県道大津西合志線は、多車線化の改良計画がありまして、現在、測量設計、用地取得が進められております。

こちらが、下水処理場の将来の整備イメージであります。計画平面図になります。

処理場につきましては、南側の山を切土した土砂を北側の農地のほうに盛土して造成し、整備したいと考えています。

また、敷地内に降った雨については、雨庭及び浸透型の調整池を整備しまして、地下に浸透させることで、地下水涵養を図る計画としています。

なお、計画平面図の中の施設配置につきましては、今後実施します詳細設計により、多少形状が変更になる可能性があります。

続きまして、放流先の河川についてご説明いたします。

処理場予定地周辺には、①日向川、②堀川、③白川、3つの河川があります。

下の表には、それぞれの河川の洪水時の流量と平常時の流量及び放流量の割合を示しています。

表に示すとおり、白川の流量は日向川や堀川に比べて、多くなっており、洪水時、また平常時とも放流量の占める割合がとても小さくなります。

そのため環境への影響、治水上への影響の観点から、放流先河川を検討した結果、これらの影響が小さくなる白川を放流先としております。

次に、吐口の位置についてご説明いたします。

画面の上に先ほど説明した処理場予定地があります。また、画面の中央にJR豊肥本線が東西に走っており、画面の下側には白川がございます。

吐口の位置につきましては、白川の計画流下能力がみらい大橋下流付近を境に、1,500立方メートル毎秒から2,000立方メートル毎秒に能力が上がるため、より治水上の影響が小さくなると見込める、みらい大橋よりも下流に放流したいと考えています。

その上で、地形条件、経済性及び維持管理面を考慮しまして、JR武蔵塚駅の南側に位置する吉原橋付近を吐口位置としております。

次に、放流管渠のルートについてご説明いたします。

放流管渠のルートは、地形条件や維持管理面を考慮しまして、赤線で示すルー

トと考えています。具体的には、県道新山原水線、菊陽町の図書館前を通りまして、県道熊本菊陽線を熊本市の方向に向かいまして、吐口である白川の吉原橋付近へ排水するルートにしたいと考えております。

なお、下水管渠につきまして、すべて道路の下に埋設いたします。

これまでに説明した処理区域、処理場位置、管渠のルートをまとめるとこのようになります。この内容を今回、熊本セミコン特定公共下水道として都市計画に位置付けたいと考えています。

最後に、都市計画手続きとして、説明会及び意見書と今後のスケジュールについてご説明します。都市計画の素案について、1月26日から28日の3日間で住民説明会を開催し、約100名の参加がありました。

その後、2月4日から2月18日までの間で都市計画の案について、公告・縦覧を行い、3名の方から9件の意見書の提出がありました。

お手元に提出された意見書のコピーも配布しております。

まず、説明会における主な意見についてご説明いたします。説明会では、「工場排水をどのように処理するのか。」との意見があり、具体的な処理方法は、環境モニタリングの結果を踏まえ、詳細設計にて検討を行うと回答しております。

また、「農業への風評被害が生じないよう、監視を行ってほしい」との意見もあり、工場からの排水や河川への放流など、適切なタイミングで水質の確認を行っていくと回答しております。

次に、提出された意見書について説明いたします。

まず、意見書のうち、処理場の面積に関するものが1件ありました。

要旨としては、「農地転用手続きの問題を考慮し、建設規模は最小限してほしい」というものです。

このご意見に対し、県としましては、処理場予定地は、排水区域よりも標高が低いこと、浸水想定区域に含まれないこと。家屋に近接していないことなどの条件を総合的に判断し、位置を選定している。その上で必要な処理施設及び管理用道路、調整地や雨庭、のり面などによる必要機能を確保した上で、効率的な施設配置を行い、敷地面積の最小化を行っていると考えております。

次に、「農地への配慮に関するもの」が3件ありました。

要旨としては、「代替農地の確保など、農地減少への対策を講じてほしい。」というものや「用排水路等の取り扱い及び用地交渉については、土地改良区との綿密な協議のうえ、進めてほしい。」というものです。

このご意見に対し、県としましては、関係機関と連携し、農地のマッチングにより代替農地の確保に取り組むとともに、土地改良施設の取り扱い及び用地交渉については、土地改良区との協議等を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、手続きの進め方に関するものが1件ありました。

要旨としては、「都市計画決定の手続きに沿って、随時、丁寧な行政手続きを進めてほしい」というものです。

このご意見に対し、県としましては、都市計画決定にあたり、素案の住民説明会を3会場で実施したところ。今後も事業認可後には事業説明会を行うとともに、工事着手前には、工事の説明会を行うなど、今後も、住民の方々へ丁寧な説明を行い、事業を進めていきたいと考えております。

次に、工事による影響に関するものが1件ありました。

要旨としては、「管渠工事は、児童の通学に支障のないように配慮するとともに、近隣住民への影響がない方法で施工してほしい。」というものです。

このご意見に対し、県としましては、交通及び周辺住民への影響が最小となるような工法及び施工計画を立案のうえ、地域に配慮した施工に努めていきたいと考えております。

また、意見書のうち、環境への配慮に関するものが2件ありました。

要旨としては、「地下水の低下が心配であり、地下水の水位及び水質の調査結果をわかりやすく、随時、公表してほしい。」また、「井戸の調査を行ってほしい」というものです。

これらのご意見に対し、県としましては、セミコンテクノパーク周辺の地下水について、環境モニタリングにより、工場稼働前後の変化を把握し、その結果を専門家で構成する委員会の意見を添えて公表することで、不安解消に努めたいと考えております。

また、意見書のうち、既存下水道施設に関するものが1件ありました。

要旨としては、「熊本北部浄化センターの計画は、原水駅周辺の土地区画整理事業等を見込んでいるのか。全体の説明をしてほしい。」というものです。

これらのご意見に対して、県としましては、下水処理場の処理能力は、国勢調査に基づく将来の人口推計値等を踏まえて、計画配水量を算出し、決定することとされており、原水駅周辺を含め、将来の人口増加を排水処理計画に見込んでおります。一方、半導体関連産業は、多くの排水を排出するため、将来的には、熊本北部浄化センターの処理能力の不足が予測されることから、新たな下水処理場が必要と考えています。

以上で、熊本都市計画下水道の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

柿本会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から何かご意見、ご質問はありませんか。

鎌田委員

今、ご説明いただきまして、私も疑問に思うところがありますので、質問させていただきたいと思います。

最後のほうのくだりでありましたけど、現在の北部浄化センターの処理能力について、将来的に原水駅周辺の動向等を踏まえますと、不足をしていくという話で、今回の話がでてきているわけでありますけども、現状でどれだけやっぱり不足していくのか。

可能であるのであれば、容量が、まだ処理能力というのがあるのであれば、こちらのほうにつないでいくというのが、財政的にも逼迫しないというようにも思いますので、その点を教えていただきたいと思います。

緒方審議員

現在の北部浄化センターでの処理能力ですが、不足しているのは2万トンぐらいですね、今。

弓削下水環境課長

下水環境課の弓削と申します。

今のご質問なのですけれども、まず、熊本北部浄化センターの余裕があるならば、そこに排水を持ってきて、新たな処理場はいらないのではないかとというようなご質問だったと思います。

先ほどの説明でもございましたとおり、まずは、将来の人口増等を含めて、今の熊本北部の処理能力というのを設定した全体計画というのを設定しておりますけれども、その中で人口の伸びやJ A S Mの第1工場を含めて、将来どうなるかということを検討して、将来的には処理する池が今9あるのですけども、10まで増やして、それで最終的に11万5,000トン、日当たりですけども、それが最適な処理能力ということで、位置付けられております。

それに今回、区域として位置付けるJ A S Mの第2工場や整備をされていますソニーの新工場、こういうものにつきましては、排水量も多く排水されるということで、現在の熊本北部浄化センターでは、処理するのがもう困難であるということで、新たな下水処理場を計画したというところでございます。

鎌田委員

今のご説明でいきますと、北部浄化センターの方の処理槽ですか、9から10に増やして、それで第1工場までの分は対応できるということで、これ以降の第2工場とソニーの分が難しいということですが、聞いているのが排水も含めてT S M Cはリサイクルをしていくわけですから、排水量というのはやはり

減ってくると思うのです。

それで、第2工場とソニーでどれだけの排水を見込んでいるのか、教えていただきたい。

弓削下水環境課長

今ご質問のお話につきましては、当然、今のJASMの第1工場でもリサイクルということで、75%程度リサイクルされるということは聞いております。

しかしながら、当然、排水は出てきますということで今回計画に位置付けております新たなJASMの第2工場とソニーの新たな工場を合わせまして、2万3,000トン、1日当たりの処理能力を備えた新たな下水処理場ということで考えております。

鎌田委員

2万3,000トンというのは、アップーじゃなくて、処理場の能力が2万3,000トンということによろしいですか。

弓削下水環境課長

すこし言葉がまずかったです。

2つの工場から出てくる排水量として、2万3,000トン、1日当たりということをご想定しております。

鎌田委員

排水量が2万3,000トンで、新しい施設の処理能力というのは、容量というのはどうなっているのかでしょうか。

弓削下水環境課長

排水量が2万3,000トンあり、処理能力もその量が入ってくるということで、同様の2万3,000トンを考えております。

鎌田委員

容量の話はそういうことで理解はいたしましたけれども、処理場も作って、それからやはり、用排水路も作っていくわけでありますから、できれば今の現行の北部浄化センターで処理がきちんとできれば、それが一番いいとは思いますが、なかなか厳しい現状ということはわかりました。

あとは、しっかりと意見書でもいくつか懸念の部分がでておりますので、そういった点もしっかり配慮しながら、やっていただきたいと思います。

柿本会長

他に何かご意見、ご質問はありませんか。

藤川委員

今の質問に関連して、1つだけお尋ねをしたいと思います。

現状の北部浄化センターのほうの、日量の余裕が約2万トンで、J A S Mの第1とソニーで2万3,000トン使い、足りなくなるから、新たに作らなければいけないという話だと思います。

その中で、ソニーとJ A S Mの第2工場分の2万3,000トンに対しての新たな浄化施設だというように今聞いたのですが、本当にこの2万3,000トンだけで済むのか。

もっと余裕を持って作っておかないと人口等も増えるのではというように思ったので、作る容量が2万3,000トンなのかどうかだけ、また確認をさせていただきたい。

弓削下水環境課長

今のご質問の答えですけれども、実際、今現場でというか、その土地で動いているというのがわかっているのが、J A S Mの第2工場とソニーの新しい工場ということで、まずはそれを考えておまして、2万3,000トンの能力がある処理場を考えております。

その後、ある程度関連する企業等がまた増えたりして、処理能力をアップする必要があるのではなかろうかということですが、今回の都市計画については、2万3,000トンと設定しておりますが、当然、敷地の配置図を先ほど説明させていただきましたけれども、下水道というのは、さっき池を10とか9と言いましたが、その池の数をまずは2万3,000トンという目標に向けて、1つずつ作っていくわけです。

今の2万3000トンよりも増える場合があるということで、その時には、今の配置計画は標準的なもので必要だということで作っておりますけれど、その池も増やしていくような形で、段階的に対応していきたいというように考えております。

藤川委員

ありがとうございました。

場合によっては、処理能力を上げることが可能だということで、それでお願いしていきたいと思います。

柿本会長

他にございませんか。

前田委員

ご説明ありがとうございました。

3ヶ所で地元の説明会、意見交換会があったとお聞きしました。

最終日が1月28日だったのでしょうか、ちょうどその日に埼玉の八潮市での陥没事故が起こっております。タイミング的にはわかりませんが、その時にそういう不安の質問が出なかったのかという質問と、規模は全然違うのでしょうか、昨日の委員会でも県の下水管の調査があったという報道があつておりますので、そこら辺は規模が違うとか、安心するような材料というのはこの場で発言できますか。

弓削下水環境課長

今のご質問でございますけど、1月28日の夜に最後の説明会をさせていただいたところです。

住民説明会の中ではそういうご質問はございませんでした。というのも、起きたばかりで原因というのがまだはっきり分かっていなかったのではなかったかと思えます。それで出なかったのかもかもしれません。

もう1つ、事故が下水道に起因するものだというような報道がなされまして、昨日常任委員会でもご説明をさせていただいたのですが、県の方で独自で、管の内径といいますけど、その径が800mm以上で30年以上経過している管、もしくは、腐食の恐れがあるものについては、全体が76キロあるうちの9.2キロという対象について、路上の目視点検、あとは管路の管口カメラによる点検をさせていただきました。

基本的には、管路について異常はございませんでした。

マンホールで1ヶ所だけ内壁の腐食によりまして、鉄筋が一部出ているところがございましたけれど、それについては、早急な補修に向けて手続きを進めております。

日頃の点検というのも当然やっております、定期点検と言うのですが、この76キロについては、5年に1回、必ず管路の内部について点検するということ、下水道法に定められております。

なので、県の流域下水道の管路につきましては、5年に1回、一巡するような形で点検をさせていただいておりますし、そこで何かあった場合、多少腐食等が見られたら、すぐ補修をやっているというような状況ですので、現状としては、

管路の腐食等については、対応はできているというように思っております。

前田委員

私の認識では、埼玉は5 m弱のとてつもない大きい管路だったと思います。

熊本の場合はそれもないし、今回計画されているのも規模が小さいという認識でいいですか。

弓削下水環境課長

八潮市の陥没したところの下水道の管の大きさというのが、4.75 mです。

熊本県においては、そういう大きな管はないということで、熊本県が所有している、管理している管の一番大きいのが、1.65 mぐらいだったと思うのですが、やはり、大都市で十何の市町村を受け持っている流域下水道ということで、あちらの規模というのはかなり大きいものだというように理解しております。

前田委員

ありがとうございました。

先ほどのご説明でも、今から基本的には道路の下に7.1キロ、埋設が始まるということですが、これからもいろんな疑念、心配事があるかと思しますので、丁寧に対応していただければと思います。

柿本会長

他に何かございませんか。

副島委員

地下水位のことについて、お伺いしたいです。

地下水位の水位観測井戸を設置して、観測を始めたところということですが、おそらくこれまでも稼働している工場がありますので、そこでの観測というのはしていると思いますが、その結果というのは分かっていないのでしょうか。

弓削下水環境課長

地下水の観測につきましては、今、県や熊本市、関係自治体でやっているのが、JASMの第1工場ができて、地下水の汲み上げ量もある程度あるということで、セミコンテクノの周辺で2つの井戸、あとは熊本市の水前寺、これは県庁のところですけど、その3つの井戸についての推移をリアルタイムで発信していくということです。

副島委員

例えばソニーの工場がすでに稼動しているわけですが、その稼動後の水位変動というのは記録されていないのでしょうか。

弓削下水環境課長

今、言われているのは、ソニーのすでにある既存の工場ということで理解してよろしいですか。

副島委員

はい。

要するに、この手の工場が稼動した場合、どうなるかというのは気になるわけですから、既存の工場ではどうなっていたのかというような情報があれば、判断の基準になるのかなとように思います。

弓削下水環境課長

少し確認させてください。

柿本会長

他に何かご質問ございませんでしょうか。

鎌田委員

説明の中で、今回の処理場がJASM第2とソニーの新しい工場ということで、既存のソニーセミコンとかJASM第1、東京エレクトロンはつながないことでありますが、せっかく作るのであれば、そこの周辺の全部をつないで、やはり北部の方は一般の家庭のものが出てきますけど、今度新しいのが半導体工場に特化した下水処理ということになるわけですね。

だから、既存の半導体処理工場の分もつないで、きちんとした、色んな有害物質が出てきますから、もちろん企業の方でやっていただくというのが基本ですけど、それで出てきた排水対策というのはPFOSやPFOAを含めて、非常に大きいです。

だから、そういったものをしっかりと処理をしていく施設に仕上げていく、こういう考え方もあると思います。

意見書の中では、そこの処理方法についてこれからという話がありましたけれど、そういった今の既存のものを1つは繋ぐほどの処理能力はないのかどうか。

あとは処理方法ですね。半導体から出てくる物質向けの処理方法というのをきちんとできるのか、できないのかをお聞きしたいと思います。

弓削下水環境課長

まず、下水道というのはご存じとは思いますが、下水道法に基づく排除基準というのがございまして、企業からはその排除基準をきちんと守っていただいて、下水道で受け入れる水質にして、下水道に流してくださいというのが、排除基準ということでございます。

まずは、企業からそういう形で下水道にて受け入れられる水質にさせていただいて下水処理場で受け入れているというのが、まず1点ございます。

そして、今、対象としている2つの工場以外にも既存の半導体関係の工場も含めて、入れることが可能かどうかということで、容量的には先ほど言いましたように2万3,000トン、1日当たりというのを考えております。それからどのぐらいのボリュームになっていくかということで、そこはまたひとつ検討する必要はあるのかとは思いますが。

処理方法につきましては、先ほど言いましたように、まずは工場側、企業側でちゃんと処理して出させていただくというのが大前提でございまして、それを受けて下水は処理していくということでございます。

今後、処理方法につきましては、詳細な設計を進めていきますので、その中で、どのような処理方法がいいのかというのを検討していきます。

鎌田委員

いずれにしても、半導体企業からの排水に対する不安というのは非常に大きくありますので、そういった処理方法をしっかりと検討、研究していただいて、そしてもう1つはやはりどういったものが出てくるという公表をそういった水質、そういった排水されたものの値の公表、これをしっかりと努めていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

弓削下水環境課長

今、各処理場、県の場合は3つの流域下水を持っていますけど、流域下水道での排水している水の水質につきましては、それぞれ今こういう値ですというのは、月2回更新させていただいて、見える形で公表をさせていただいております。

先ほどの地下水の質問にお答えします。

山形主幹（環境保全課）

今、担当課に確認をしてきたのですが、リアルタイム配信しているセミ

コンテクノパークの井戸は令和5年度に設置して、測定を開始しているということでした。

また、別の場所、菊陽町の辛川というところで、ソニーができる前から観測をしております。

こちらはリアルタイムでの配信ではないのですが、今までの結果をホームページに載せているということでした。

副島委員

ありがとうございます。

あまり下水処理施設とは関係ない話だったかもしれませんが、単にリアルタイムで発信しているというだけではなくて、専門家による解析ですとか、そういう結果をちゃんと公表されることがいいのではないかと思います。

柿本会長

他にございませんでしょうか。

九州農政局長（代理：渡邊氏）

私の方からは質問というより意見ということで、述べさせていただきます。

今回の都市施設の予定地につきましては、農業基盤整備が実施されている、優良農地が多く含まれているということですので、実施部局の方におかれましては、今回意見書にも提出されておりますが、開発予定地に耕作されている農業者からのご要望、そういった点がありましたら、しっかりと対策を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

それから、農業生産基盤の土地改良施設の処分、それから代替施設等の整備につきましても、土地改良区をはじめとする関係機関との綿密な協議のうえ、進めさせていただくよう、改めてよろしく願いいたします。

弓削下水環境課長

今のご意見については、しっかりやっていきたいというように思っております。

柿本会長

他にございますか。

本間委員

私から2つ質問です。

1つ教えていただきたいのですが、排水区域から処理場までは、下水道を使うと思うのですが、それについては改良や更新は必要ないのかというところ。

もう1つは、スケジュール的なところで、この下水処理場がいつ作られるのかというのと、それぞれ第2工場の方の進捗と合っているのかということ。

それから排水の管渠の方は、工事がずっと行われるのですが、一体いつまで工事がされるのかというようなスケジュールのところを分かる範囲で教えてください。

荒木主幹（下水環境課）

1点目、ご回答させていただきます。

この都市計画に位置づける図面の中に、流入の管渠が入っていないということのご質問と思ったのですが、流入の管渠の方も排水区域①、排水区域②から処理場までの流入管渠も整備をいたします。

今回この管渠は都市計画に位置付ける必要がないといえますか、要件になっていないものですから、今回は位置付ける必要があるこの排水区域2つと処理場と放流管渠を都市計画法に基づいて位置付けます。

ただ、工事の方は、こちら道路の下になりますけれども、整備をしていくこととしております。

本間委員

それは都市計画法上、今回の審議内容ではないから情報が入っていないということなのですか。

荒木主幹

左様でございます。

本間委員

それは、住民説明会の際には流入の方の説明というのはされていないということですか。

荒木主幹

流入管渠につきましては説明はしておりません。

なぜ対象ではないのかと言いますが、下水道で定める都市計画の内容というのがございますけれども、4つ定めることとなっております。

下水道の名称と排水区域、それから下水道管渠、それからその他施設というようになってございます。

この下水道管渠ですけれども、位置付ける必要があるのが、排水区域1,000ヘクタール以上を担う下水管の名称、位置、区域。それから処理水を放流するための主たる管渠というようになってございます。

今回、排水区域1,000ヘクタール以上を担う下水管がないものですから、こちらの方は位置付けてないということです。

ただし、その下に書いてあります、処理水を放流するための主たる管渠というのがございますので、こちらの放流管渠のほうを位置付けているということでございます。

本間委員

都市計画法上の説明はよくわかりましたが、実際に工事が行われるのであれば、周辺住民にはこの工事の際には、十分に説明する必要があるかなというように思います。

あと、スケジュールについて、教えてください。

弓削下水環境課長

スケジュールにつきましては、今年度中に都市計画の決定を行いまして、まずは詳細な設計調査、測量に取りかかっていると思います。

また、順次、処理場の用地の買収等にも取り掛かっていければというように考えております。

本間委員

先のごことはなかなか難しいかなと思うのですが、やはり第2工場が稼働するときには排水が出るわけで、そのタイミングではしっかりと位置付けられていないと難しいことになってしまうと思いますので、ご検討いただければと思います。

弓削下水環境課長

今の最後のご質問ですけれど、JASMの第2工場というのは、令和9年度に操業を開始するというように聞いております。

実際、下水処理場を今から作っていくとなりますと、2年程度でできるものかというところではございませんので、その期間につきましては、熊本北部浄化センター、既存の処理場を最大限有効活用しながら、進めていきたいというように考えております。

柿本会長

他にございませんでしょうか。

最後に私の方から、今のスピード感の話ですが、今、排水区域以外のところに菊陽町の方ではJ A S Mの第1工場、第2工場の南側にも、工業用地の検討をされていますし、熊本県の方でも、サイエンスパーク構想をやられています。

その辺とのスピード感で、おそらく齟齬が出てくると思います。

どうしたらいいかというのはなかなか難しいところではありますが、企業立地の関係部局ともあらかじめ計画を出しながら、やっていかれないとなかなか処理が大変だと思いますので、そこは検討をお願いいたします。

他にご意見がないようでしたら、議題1349号につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

委員

はい

柿本会長

異議なしということにさせていただきますけど、たくさんのご意見が出てきましたので、その辺はご留意をお願いいたします。

審議：議題1350号熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更の件（富合公共下水道：熊本市、宇土公共下水道：宇土市）

柿本会長

続きまして、議題1350号熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更の件につきまして、ご審議いただきたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

緒方審議員

議題1350号熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更の件について、ご説明いたします。

こちらが、本日の説明内容となります。

まず、全体概要として、熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の概要。次に、都市計画上の位置付け及び都市計画変更案について説明いたします。最後に、計画変更の妥当性についてご説明し、ご審議いただきたいと思います。

まずは、熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の概要になります。

画面には、熊本市南区富合町と宇土市の都市計画総括図を示しております。

画面の上が北で、黒の破線が行政界となっております。

まずは、富合公共下水道です。

富合公共下水道は、熊本市南区富合町を排水区域として、旧富合町時代の平成10年に都市計画決定を行っております。画面の赤い線で囲っておりますエリアが排水区域で、現在面積は410ヘクタール、計画人口は7600人となっております。施設としては、富合中継ポンプ場が画面中央に示す位置に整備されていますが、終末処理場は有しておらず、富合町の汚水は富合中継ポンプ場を経由して、宇土市の終末処理場に送られて、処理されております。

次に、宇土公共下水道です。

宇土公共下水道は、昭和48年に都市計画決定を行っております。画面の赤い線で囲っておりますエリアが排水区域となっており、現在面積は866ヘクタール、計画人口2万4900人となっております。下水道施設として、築籠ポンプ場及び宇土終末処理場がそれぞれ、画面の中央左側に示す位置に整備されております。

このように、富合町と宇土市の汚水を宇土市の終末処理場で一体的に処理する計画となっております。

次に、都市計画上の位置付けについて説明します。

まずは、2.1本議題を熊本県の都市計画審議会で審議する理由についてです。

都市計画法第15条「1の市町村の区域を越える広域の見地から決定すべき都市施設」及び同法施行令第9条「公共下水道で排水区域が2以上の市町村にわたるもの」については、県が都市計画を定めることとなっております。

熊本市の都市計画下水道は先ほどの議案でご説明したとおり、熊本市公共下水道、熊本北部流域下水道、富合公共下水道、嘉島公共下水道、益城公共下水道で構成されております。

そのうち、富合公共下水道と宇土公共下水道が、先ほど概要で説明したとおり、宇土終末処理場で処理を行っておりますので、排水区域が2つ以上の市町村にわたるものとして、県の都市計画審議会で審議するものとなります。

次に、2.2下水道で定める都市計画の内容及び、2.3排水区域の考え方についてです。

これらは、先ほどの議案説明と同様となっております。

なお、本下水道は排水区域1,000ヘクタール以下であるため、3つ目の下水道管渠に関する都市計画はございません。

次に、都市計画変更案について説明いたします。3.1都市計画変更概要についてです。

変更点は、排水区域の面積及び区域となっております。面積につきましては、表に示しておりますとおり、富合については、すでに決定している410ヘクタールに対し、区域の追加が10ヘクタールであり、今回、排水区域を420ヘク

タールに変更するものです。

宇土については、すでに決定しています866ヘクタールに対し、区域の追加が15ヘクタールであり、今回、排水区域が881ヘクタールに変更するというものです。

今回の排水区域の変更につきましては、都市計画運用指針を踏まえつつ、追加する区域については、新たに宅地開発区域等において整備済み管渠が隣接し、公共下水道での処理が経済的な区域及び、新たに宅地の開発がなされ、すでに区域外流入として、公共下水道に接続済みの区域を追加することとしております。

次から排水区域の変更を具体的にご説明いたします。

まずは、富合公共下水道についてです。

薄い赤色で着色した部分が、現在の排水区域になります。追加する区域は、濃い赤色で示した部分で、これらは現在の排水区域に隣接しており、宅地化がされた箇所であり、面積の合計が10ヘクタールになります。

次は、宇土公共下水道です。

画面の薄い赤色で着色した部分が、現在の排水区域を示しております。追加する区域は、濃い赤色で示した部分で、これらは国道3号や国道57号の幹線道路に面し、また、大規模商業施設等にも隣接しており、今後開発が見込まれる区域であり、面積の合計は15ヘクタールになります。

最後に、計画変更の妥当性についてご説明いたします。

初めに、上位計画や関連計画との整合についてです。熊本及び宇土の都市計画区域マスタープランでは、「市街化の動向を考慮し、公共下水道の効率的な普及促進を行う」となっており、適合しているものと言えます。

また、熊本市及び宇土市の市町村都市マスタープランでは、熊本市は「市街化の動向を考慮した公共下水道の効率的な整備を推進します。」、宇土市は、「市街地及びその周辺は、公共下水道の計画的整備を推進する。」となっており、適合しているものと言えます。

有明海流域別下水道整備総合計画に関しては、排水区域や施設の能力、また、放流水質の目標値等の範囲内での計画となっており、適合しているものと言えます。

次に、下水道施設への影響についてですが、今回の変更に伴い見直しを行ったところ、表に示していますとおり、計画人口は増加していますが、計画汚水量につきましては、宇土市の基礎家庭汚水量原単位や工場排水量の見直しにより減少の見込みであり、終末処理場などの下水処理施設に対し、支障はありません。

なお、富合公共下水道については、令和7年度に下水道事業に係る計画の見直しを予定しており、計画人口や計画汚水量を決定する予定です。今回追加されている区域外流入の区域については、個別の開発行為時に施設能力への影響は確

認しており、影響がないことを確認しております。

次に、計画策定までの手続きですが、河川管理者や農林部局等の関係行政機関と協議を行い、了承を得ております。

住民説明会については、戸別訪問を令和6年12月10日から令和7年2月10日に宇土市で行っておりますが、反対意見はございませんでした。

また、本変更案の公告縦覧を令和7年2月4日から2月18日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上の観点から、今回の計画変更を行いたいと考えております。

説明は以上です。

柿本会長

ただいま事務局より説明いただきました内容について、何かご意見、ご質問はありませんか。

本間委員

少し教えていただきたいのですが、富合は熊本市でいえば、市街化調整区域が多く含まれているところだと思います。

それで今回の宅地化されているから下水処理範囲を拡げるという考え方が、そもそも市街化調整区域なので、そういった整備はしないということを前提として、考えられていると思います。

そういう中で、今回の市街化調整区域等についての配慮や考え方については、全然示されていません。

宅地化されたというのは、市街化調整区域の中でも集落内開発等で宅地化されたところがあると思いますが、無秩序に宅地化されたから、公共下水道を整備していく、範囲を広げるという考え方自体がそもそも市街化調整に関する上位の考え方と齟齬があるのではないと思うのですが、そのあたりの解釈というか、どうして拡げるという考え方になるのかを説明いただきたい。

緒方審議員

お答えいたします。

確かに市街化調整区域ということで、市街化は抑制されるべき区域だと思いますが、どうしても既存集落等の維持上、宅地化を認めないということはできないような地区もたくさんありまして、そういったところについては、市の方でも判断されて許可がおりていると思っております。

下水の方では、市街地開発において、宅地化されたところについては、水質や環境衛生上、流末処理の処理能力も見込みながら、その許可はされているものと

と思いますが、どうしても、市街化の抑制される区域であっても、その集落の維持上、市街化を認めざるをえないような状況にあると思っております。

本間委員

その認めざるをえないというのはもちろんわかりますし、個別のことについてどうこう言うつもりはないのですが、今回出てきた10ヘクタールという全体の数字で出てきてしまうと、結局それは全体をスプロールさせているということにしか見えない。

実際見ると縁辺部の小さな範囲を少しずつ広げているような感じに見えるのですが、市の方でも市街化調整区域の集落内開発については、住民の生活を維持するための色んな方法を考えているというところではあるのですが、ただ、大きく考えるとやはり市街化を抑制するという考え方に基づいて行動しているので、公共インフラというのがすごくそれが大きいと思うのです。

その考え方をしっかりと説明しないまま、なし崩し的に宅地化されたから、広げるというのは理由としては、齟齬があるのかなというように感じております。

十分にそこは理論的に説明が必要ではないかというように考えております。

柿本会長

今の件について、追加で私の方からも。

熊本市の方は、市街化区域と市街化調整区域を設けている上に、さらに立地適正化計画を作られて、居住誘導区域も設定されています。

今回の区域は居住誘導区域に入っていないですね。

居住誘導区域を設定していないということは、そこに対して積極的には公共インフラしないという宣言をしている。その辺のところを、鑑みずに上位計画と適合しているというところが少しわからないところがあります。

上位計画としては、立地適正化計画でこの辺に住んでくださいというものを作られている。でも、集落内開発制度で宅地化してしまったから、後追的に住んでいいですよというのは、何となく違うような気がします。

その辺の見解はいかがでしょう。

計画と実行に齟齬が出てきていると思うのです。

緒方審議員

今、熊本市の方でも、集落内開発制度の運用については見直しをされていると聞いておまして、確かに会長おっしゃるように、さきほど説明では上位計画と合っていると言いましたけども、こういった開発が抑制されるべき地区に開発されていていっていることはまちづくりの観点からも、今後のインフラ整備のあり

方にしても、非常に問題があると考えています。

この辺はまた熊本市と今後の運用面の見直しも含めて、議論していきたいと思っています。

柿本会長

結局、維持管理にコストがかかってきますので、人口が減っていくときに拵げてしまって、人口密度が低くなってくるとこの維持費は住民にとっての負担になってくると思いますので、その辺は考えながら、開発区域の設定はしていただきたいと思います。

今後はもう少し下水道の整備の仕方等については、検討をしていってください。

他に何かございませんか。

少し今のような意見がありましたが、異議がないということでよろしいでしょうか。

委員

はい。

柿本会長

それでは、議題1350号につきましては、異議なしとことにいたします。

以上で、予定されておりました議案の審議が終了いたしました。

委員の皆様には、審議会での活発なご意見ありがとうございました。

それではこれより先の進行につきましては、事務局にお返しします。

(7) 閉会

松田都市計画課長

都市計画課長、松田です。本日は、皆様ご審議ありがとうございました。それと多くのご意見を頂戴いたしました。

下水道についてはこれから施行していく部分、そして先ほどの今後の市街化調整区域の規制のあり方、こういった部分については、今後、我々事務方としてもしっかりと受けとめながら、今日のご意見を考えて、反映させていきたいと思っています。

審議会の県知事への通知を受けまして、本日の案件の都市計画決定の手続きを進めていきたいと思っています。

また、次回の審議会ですけれども、3月24日の午前中に開催を予定しております。あまり日がございませんが、本当に委員の皆様、年度末のお忙しい中と思

いますが、ご出席のほど、どうかよろしく願いいたします。

それではこれもちまして、第165回熊本県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

【午前11時20分 閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

2025年 3月 24日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

古崎喜代子

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

2025年3月18日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

中 野 亮 典